別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律	第三十条第三項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九
（略）	（略）

別表第三（第八条及び第九条関係）

（略）	（略）
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律	第三十条第三項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律	第三十条第三項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項
（略）	（略）

（国土交通省組織規則の一部改正）

第十四条　国土交通省組織規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（企画室、国際企画調整室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際協力調整官及び海技試験官）	（企画室、国際企画調整室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際協力調整官及び海技試験官）
第九十五条　（略）	**第九十五条**　（略）
2～11　（略）	2～11　（略）
12　外国船舶監督業務調整室は、船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関する基本的な事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。	12　外国船舶監督業務調整室は、船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関する基本的な事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
13～19　（略）	13～19　（略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律	附則第六条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九
（略）	（略）

別表第三（第八条及び第九条関係）

（略）	（略）
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律	附則第六条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律	附則第六条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項
（略）	（略）